

郡山市林道管理に係る事務取扱要領

平成 30 年 11 月 30 日制定
令和 3 年 1 月 27 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正
[建設構想部道路保全課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、郡山市林道管理規則（昭和 40 年郡山市規則第 64 号。以下、「林道管理規則」という。）及び郡山市法定外公共物管理条例（平成 14 年郡山市条例第 45 号。以下、「法定外条例」という。）、郡山市法定外公共物管理条例施行規則（平成 15 年郡山市規則第 40 号）に別段の定めがある場合を除くほか、林道管理のための事務取扱について必要な事項を定める。

(林道管理の考え方)

第 2 条 林道は、受益者が限られていることから、税で負担すべき部分と、受益の範囲内で受益者が負担すべき部分（草刈、倒木処理、排水施設の点検など）との均衡を考慮しながら、将来にわたり継続して安定した維持管理を行う。

(林道の使用許可の取扱)

第 3 条 林道管理規則第 10 条に規定する林道使用願には、次に掲げる書類を添付させることができる。

- (1) 位置図
- (2) 平面図、縦断面図及び横断面図
- (3) 工作物、物件又は施設の構造図又は設計書
- (4) 工程表
- (5) 緊急時連絡体制
- (6) その他、必要と認める書類

2 林道管理規則第 11 条に規定する林道使用許可期間の限度は、その年度の 3 月末日までとし、次年度も使用する場合は、再度、林道使用願を提出させる。

3 林道使用許可証を交付した場合は、該当行政センターへその写しを送付する。

4 次に掲げるいずれかに該当する場合は、林道の使用許可を必要としない。

- (1) 林産物の搬出又は造林、間伐、伐採等の森林施業の用に供するとき
- (2) 当該林道の利用区域内の住民が、生活道路として使用するとき
- (3) 個人が行う登山、ハイキング、散策等レクリエーションの用に供するとき
- (4) 法定外条例第 4 条第 1 項の占用等の許可を受けた者が使用するとき
- (5) 災害時における維持、補修その他やむを得ないとき

5 次に掲げるいずれにも該当しないときは、林道の使用を許可しなければならない。

- (1) 林産物の搬出又は森林施業のための通行に支障を来すおそれがあるとき
- (2) 林道を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき

- (3) 林道の交通の安全が確保できないと判断されるとき
- (4) 林道周辺の自然環境や住環境の保全に支障を来すおそれがあるとき
- (5) その他、林道の設置目的に反し不適切と認められるとき

(林道の占用許可の取扱)

第4条 法定外条例第4条第1項の占用等の許可は、市が土地所有者である林道敷地を対象とする。

- 2 複数の占用等の許可を受けている者については、更新時に申請人ごとに1件として取りまとめるなど、適切に更新手続きが行われるよう配慮する。

(林道ゲートの管理)

第5条 林道には、廃棄物の投棄防止、山火事防止等のため、必要に応じ一般車両の通行を制限するゲート（遮断機）を設置する。

- 2 ゲート施錠の鍵は、道路保全課、該当行政センターで保有するもののほか、維持管理、緊急時の利用のため、管轄する消防分署、駐在所、消防団、行政区等に配置する。
なお、森林所有者等各受益者については、各自において準備する。

- 3 第3条第4項に該当する場合又は林道使用許可を受けた者には、林道ゲート施錠用鍵借用申請書（第1号様式）に必要な書類を添付させ、鍵を貸し出すことができる。
ただし、貸出期間の限度は、その年度の3月末日までとし、次年度も使用する場合は、再度、借用申請書を提出させる。

- 4 前項により鍵を貸し出した場合には、適切な管理のため林道ゲート施錠用鍵貸出簿（第2号様式）を整備するとともに、返却を受ける場合には鍵の部品を確認し受領する。

附 則

この要領は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。